朝日町局水質モニター（pH 計・電気伝導率）購入仕様書

１．物件名

朝日町局水質モニター（pH 計・電気伝導率）購入

２．概要

本件は、朝日町局にある水質モニター（DKK 製 MWB4-72）へｐＨと電気伝導率の測定機能を、次の仕様に基づき増設するものである。

３．測定項目仕様

（１）測定項目

浄水中に含まれる pH、電気伝導率

（２）測定単位

電気伝導率：μS/cm

（３）測定方式

各測定項目の測定方式において水道法(上水試験法)に準拠したものであること。

pH 計：ガラス電極法

電気伝導率：交流電極法、電磁誘導方式

（４）測定精度

・pH 計

①繰返し性誤差：±0.2(pH)以内

②直線性誤差：±0.5(pH)以内

・電気伝導率

①繰返し性誤差：±0.2(FS)以内

②直線性誤差：±0.2(FS)以内

（５）測定範囲

pH 計：少なくとも pH２～pH10 の範囲が測定可能であること。

電気伝導率：少なくとも 0～500μS/cm の範囲が測定可能であること。

（６）出力信号：DC４～20mA

４．既設機器

（１）機種：DKK 製 MWB4-72

（２）測定項目：残留塩素、濁度、水圧

５．施工内容

（１）既設機器へ pH 測定モジュール及び電気伝導率測定モジュールの増設を行うこと。

（２）出力用信号線を盤内の入力端子台へ接続すること。

（３）機器の試運転、試験調整を行うこと。

７．契約不適合責任

受注者から引渡しを受けた目的物に種類、品質又は数量に関して本仕様書の内容に適合しないものがあること（以下「契約不適合」という。）を理由とする目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求の期限は、発注者が契約不適合を知った日から１年間とする。

８．納期

令和９年３月 19 日まで

９．設置場所

門真市朝日町 21 番地先

10．業務時間

本件に係る業務時間は、原則土曜日・日曜日・祝日を除き午前９時～午後５時頃までとする。ただし、やむを得ず業務時間外に作業を行う場合は事前に発注者と受注者双方の合意のもとで行うこと。

11．疑義

この仕様に疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項で必要がある場合は、両者協議の上で決定すること。

12．提出書類

受注者は業務完了後、以下について報告書を提出すること。なお、形式については書類１部、電子データ１部とする。

（１）完了報告書

①作業写真

②試験成績表

13. 事前調査

受注後、施工にあたり不明な点がある場合には、現地調査を実施すること。

14. 知的財産権

受注者は特許等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

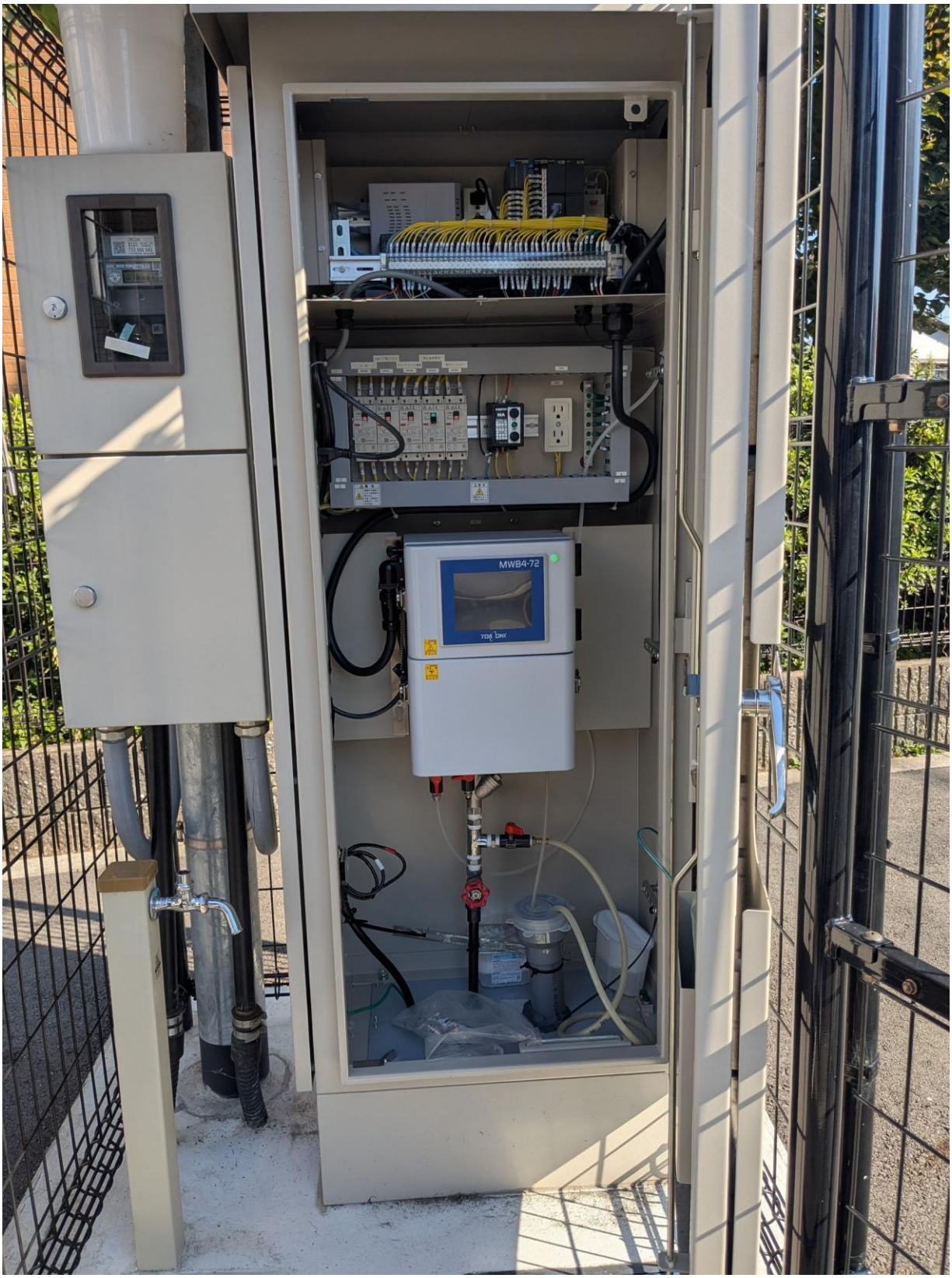
【現況写真】

（周辺状況）





（盤内）



（機器内部）


警 告
感電及び短絡による人身事故の恐れあり
工事・点検時は主幹ブレーカを必ず切れ
警 告
感電の恐れあり
充電部に触るな
SV1
SV4
SV2
WARNING
Avertissement